

派遣元

労働基準法・その他



面接指導の実施義務を負うのは？

月 100 時間超の時間外労働が実施されたときは、「事業者」が面接指導を実施する義務があります。この場合、面接指導を実施すべき「事業者」とは、派遣元（いわゆる派遣会社）を指すのでしょうか。派遣先（ユーザー企業）を指すのでしょうか。

安衛法上、健康診断等を実施すべき義務を負うのは、「事業者」です。安衛法第 66 条の 8 でも、「事業者は、労働時間の状況その他一定の要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない」と定めています。一定の要件とは、「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 カ月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」ことです。



ここでいう事業者とは、基本的には労働者を直接雇用する「派遣元」のことです。

しかし、すべての健康診断について、派遣元のみが責任を負うわけではありません。

派遣法第 45 条により、安衛法の適用の特例を設け、派遣先にも一部の義務を課しています。

具体的には、雇入れ時健診、定期健診等は派遣元、有害業務従事者に対する特殊健康診断は派遣先という線引きとなっています。健康診断実施後の作業転換等の措置については、派遣元・先両方が義務を負います。

しかし、面接指導等に関する安衛法第 66 条の 8 には、派遣法 45 条による、安衛法の適用の特例を設ける規定は存在しません。したがって、原則どおり、必要な義務を講ずるのは派遣元という結論になります。

